発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

ページ

1

目 次

告 示

○県統計調査の実施

○救急病院の認定

○保安林の解除予定の通知 ○道路の供用開始

# 高知県告示第958号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

令和3年11月12日

高知県知事 濵田 省司

(統計分析課)

(医療政策課)

(治山林道課)

(道路課)

示

1 調査の名称

高知県商品流通調査

2 調査の目的

県内外の地域間における商品の流通状況を把握し、基準年の 高知県産業連関表を作成するための基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域

県内全域

(2) 単位

事業所

(3) 属性

県内の製造事業所のうち、知事が別に定める商品流通調査 品目表に掲げる322品目を生産している事業所

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
- (1) 報告を求める事項
- ア 事業所の名称
- イ 事業所の所在地
- ウ 事業所における生産品目
- エ 生産品の自工場生産額
- オ 自工場生産額のうち自工場消費額
- カ 自工場生産額のうち輸出向け出荷額
- キ 自工場生産額のうち国内向け出荷額
- ク 国内向け出荷額の消費地別構成比
- (2) その基準となる期間

報告を求める年の前年の1月から12月までの1年間

- 5 報告を求める者
- (1) 数

419事業所

(2) 選定方法

工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び 個票から、調査品目別に県内シェアの約80パーセントを超え るように、出荷額又は生産額が大きい順に事業所を選定す

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調查組織

県から報告者に直接報告を求める。

(2) 調查方法

郵送による調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 調査の周期

5年

(2) 調査の実施期間

報告を求める年の11月下旬から12月下旬まで

### 高知県告示第959号

救急病院等を定める省会(昭和39年厚生省会第8号)第1条第 1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和3年11月12日

高知県知事 濵田 省司

医療機関の名称 所 在 地 認定年月日 認定の有効

独立行政法人地 高知市神田317番地 会3・11・ 会6・10・ 域医療機能推進 地12号 1 機構高知西病院

## 高知県告示第960号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通 知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定 により告示する。

令和3年11月12日

高知県知事 濵田 省司

1 解除予定に係る保安林の所在場所

宿毛市橋上町楠山字笹平山1163の12、1163の32(以上2筆国 有林)

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由

指定理由の消滅

## 高知県告示第961号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年11月12日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年11月12日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名宿毛津島
- 3 道路の区域

供用開射	冶 区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町楠山字弘島山 425番1から 宿毛市橋上町楠山字弘島山 1161番1まで			164	令和3年11月12 日